

令和6年5月7日 分「告示と公告に関するページ」掲載一覧表

種別	番号	件名
告示	110	地縁による団体に係る告示事項の変更について（上今泉一丁目第一住宅町内会）
告示	111	海老名市指定下水道工事店の指定について（登録番号593）
告示	112	指定納付受託者の指定について（証明手数料等）
告示	113	徴収又は収納の事務の委託について（指定収集袋）



告 示

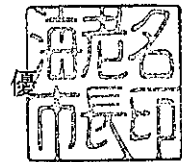
海老名市告示第110号

地縁による団体に係る告示事項の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項及び第260条の3第2項に規定する届出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

令和6年5月7日

海老名市長 内 野



1 地縁による団体の名称

上今泉一丁目第一住宅町内会

2 変更事項

代表者（住所は同一のため変更なし）

変更後 氏名 長岡 裕司

変更前 氏名 早川 輝代

3 変更年月日

令和6年4月1日

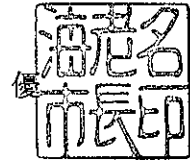


海老名市告示第 111号

海老名市指定下水道工事店を下記のとおり指定したので告示する。

令和6年5月7日

海老名市長 内野



記

登録番号	工事店名	代表者	所在地
593	株式会社 矢野住設	矢野 圭一	横浜市戸塚区深谷町1881番地

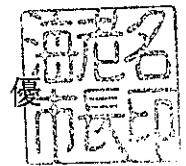


海老名市告示第 112 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の規定による指定納付受託者の指定について、海老名市予算決算会計規則（平成 10 年規則第 21 号）第 63 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 5 月 7 日

海老名市長 内 野



1 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地
株式会社 テラオカ 代表取締役 高橋 直樹	東京都港区芝 4 丁目 4 番 1 3 号

2 指定をした日

令和 6 年 4 月 1 日

3 指定納付受託者に納付させる歳入等

(1) 海老名市手数料条例（昭和 40 年条例第 6 号）第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 11 号及び 12 号に定める手数料

(2) 海老名市市税条例（平成 29 年条例第 25 号）第 45 条第 8 項、第 46 条第 6 項及び第 10 項に定める手数料

(3) 海老名市自動車の臨時運行許可に関する規則（昭和 46 年規則第 15 号）第 7 条に定める手数料

4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

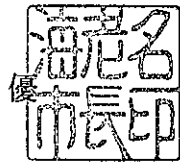


海老名市告示第113号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、海老名市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例別表中に規定する第10条第2項の一般廃棄物（再商品化等ができる特定家庭用機器廃棄物を除く。）の徴収又は収納の事務を委託したので、地方自治法第243条の2第2項に基づき告示する。

令和6年5月7日

海老名市長 内野



1 名称、住所又は事務所の所在地

海老名商工会議所 会頭 三田 佳美
神奈川県海老名市めぐみ町6番2号

2 委託した徴収又は収納の事務に係る歳入等

市が、指定収集袋により集積所等に搬出されたものを定期（市長が地区ごとに定めた期日をいう。）に収集、運搬及び処分をするときに係る処理手数料

3 指定年月日

令和6年4月1日

4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで